

令和元年度
仙台「四方よし」企業大賞
応募のご案内

応募締切：令和元年9月25日（水）

令和元年8月
仙台市経済局

目次

1	表彰の目的	3
2	表彰の対象となる取組み	3
3	表彰対象者	4
4	受賞特典	5
5	応募手続き	6
6	審査及び決定.....	7
7	その他留意事項.....	9

実施スケジュール

令和元年 8 月 20 日 (火)	募集開始
令和元年 9 月 25 日 (水)	募集締め切り
令和元年 10 月	応募書類に基づく形式審査
令和元年 10 月	応募書類に基づく一次書類審査
令和元年 10 月～11 月	企業訪問による現地調査
令和元年 11 月	現地調査の結果と 応募書類に基づく二次書類審査
令和元年 12 月	審査委員会の実施・受賞企業の決定
令和 2 年 1 月	表彰式

1 表彰の目的

仙台中小企業活性化条例第4条（※）に基づき「**地域社会の発展**」及び「**市民生活の向上**」に寄与する市内中小企業を表彰することにより、受賞企業の認知度や従業員のモチベーションを高め、さらなる活動に向けて応援するとともに、表彰企業の取組みを積極的に発信し、他の中小企業への波及による地域の活性化と中小企業の持続的な発展を図ります。

※仙台中小企業活性化条例とは？

仙台市の事業所の大部分を占め、地域の経済や雇用を支える中小企業の活性化に向け、施策の基本的方向性や行政、事業者などが果たすべき役割を明確化すること等を規定して、平成27年4月1日に施行したものです。

第4条では、「中小企業者等の努力」として、経済社会情勢に対応した自主的な努力について規定しています。

詳しくは仙台市HPをご覧ください。

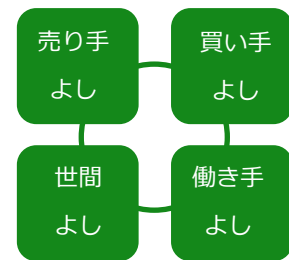
■仙台市HP

(<http://www.city.sendai.jp/kezai-chose/kurashi/machi/kezai-koyo/koyo/jore/index.html>)

「四方よし」について

「三方よし」は、「売り手と買い手はもちろん、地域社会にとっても利益を有むものが良い商いである」という、日本でも古くから唱えられてきた考え方です。

本表彰では、三方よしの企業の取組みに加え、「働き手よし」、すなわち従業員のワーク・ライフ・バランス等に関する状況も評価し、従業員を含めた企業、消費者、地域に良い効果を生み出す優れた取組みを行う企業を「四方よし企業」として表彰します。



2 表彰の対象となる取組み

本表彰では、地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与すると認められる、事業活動そのものや本業のノウハウを活かした独創的な社会的課題の解決に向けた取組みに加え、魅力的な職場環境づくりに向けた優れた取組みを行っている中小企業を表彰します。

なお、専ら営利のみを目的とした事業や、本業と無関係な社会貢献活動については本表彰の対象となりません。

【対象となる取組みのイメージ】 以下（1）（2）両方の申請が必要です。

（1）独創的な社会的課題解決に向けた取組み

	分野	説明
対象となる取組み	①社会的課題解決を目的とした事業	いわゆるソーシャルビジネスなど、事業を通じて地域や社会の課題解決につなげる取組みであり、独創性の高いもの。
	②本業に関連した分野での社会貢献活動	本業の強みやノウハウを活かしたビジネス以外の企業活動であり、独創性の高い取組み。

③専ら営利を目的とした事業	事業の実施目的が専ら営利のみを目的とした事業。
④本業と無関係な社会貢献活動	どの業種でも取り組める、基本的・一般的な社会貢献活動。

(2) 魅力的な職場環境づくりに向けた取組み

職場環境・風土の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進、自己啓発による人材育成、従業員の健康維持等、働き方の観点から優れた職場環境づくりの取組み。

3 表彰対象者

表彰の対象は、コンプライアンスの遵守や良好な財務体質の継続など健全な経営を行いながら、本業そのものや本業のノウハウを活かした取組みによる独創的な社会的課題の解決と魅力的な職場環境づくりに貢献していると認められる**市内中小企業**（みなし大企業（※）に該当する中小企業を除く）とします。

なお、「市内中小企業」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく中小企業者（下表のとおり）のうち、**仙台市内に本社を有する者**とします。

<中小企業基本法における中小企業の定義>

業 種	中小企業者（下記のいずれかを満たす）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	3 億円以下	300 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下
③サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
④小売業	5,000 万円以下	50 人以下

（※）みなし大企業

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている

ただし、以下のいずれかに該当する場合には、「表彰を受ける者として不適当な者」となり、表彰対象となりません。

- (1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
- (2) 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者
- (3) 仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当し、又は類似する者
- (5) 直近2期の決算において、連続して債務超過となっている者

4 受賞特典

「大賞」受賞者には50万円、「優秀賞」受賞者には30万円の賞金を贈呈します。

※賞金の使途については特に限定はありませんが、受賞した取組みの内容と併せて本市HP等で公表する場合がありますので、予めご了承ください。

また、被表彰者は下記の副賞を受けることができます。

1	【大賞のみ】企業 PR コンテンツ(動画等)の作成補助	上限金額 50 万円	受賞日の属する年度の翌年度のうち1回に限る
2	学生に対するプレゼン機会 (例：就職セミナーへの参加機会の提供等)	無償 (交通費は自費)	受賞日の属する年度の翌年度から3ヶ年度のうち少なくとも1回
3	本市が開催するイベント等でのプレゼン機会		
4	ロゴマークの使用	無償	
5	本市ホームページ等を通じた PR	無償	随時
6	本市低利融資制度（仙台経済成長資金）の利用	利子有	受賞日の属する年度の翌年度から3ヶ年度のうち1回に限る

※予算状況等により受賞特典の内容が変更される場合がありますので、予めご了承ください。

5 応募手続き

(1) 応募書類

以下の書類を一つの封筒に入れ、(3)の応募受付先まで郵送・持参してください。

加えて、ご協力に同意いただける場合、①、②、③、⑥、⑦については kei008010@city.sendai.jp までメール添付にて電子ファイル(紙データの場合は電子データ化願います)も提出してください。その際、応募書類毎に電子データを作成し、ファイル名に各番号を付してください。

- ①仙台「四方よし」企業大賞申請書(様式第1号) 2部
- ②仙台「四方よし」企業大賞申請書(様式第1号別紙) 2部
- ③申請日の属する事業年度以前直近2期分の貸借対照表、損益計算書 2部
- ④税務署の発行する納税証明書(様式は、[その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用]による。) 1部
- ⑤市税納付状況確認同意書(同意しない場合は、直近の法人市民税納税証明書の写しを提出すること) 1部
- ⑥会社案内、パンフレットその他申請企業の事業内容を紹介するもの 2部
- ⑦ほか申請書の記載内容を補足するもの(任意) 2部

(※) 申請書記載の成果を証する資料をできる限り提出ください。

※応募書類に不足や不備がある場合、事務局より追加提出等のお願いをすることがございます。予めご了承ください。

※上記①、⑤の様式は、仙台市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.sendai.jp/kezai-chose/kurashi/machi/kezaikoyo/koyo/hyousyoyu/001.html>

※提出された応募書類は、本表彰の決定に関する審査以外には使用しません。

※応募書類の返却は致しませんのでご注意ください。

(2) 募集期間

令和元年8月20日(火)～令和元年9月25日(水)

※持参による提出の場合、受付は締切日の17時までとします。

※郵送や宅配便による提出の場合、締切日消印のものまで有効です。

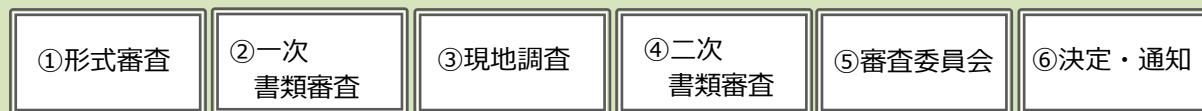
(3) 応募受付先

申請書類は、持参又は郵送・宅配便により次の宛先に提出してください。

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-6-1
仙台市経済局 産業政策部 経済企画課

6 審査及び決定

【審査フロー】



①形式審査

応募書類を基に、書類の不備が無いことや応募要件を満たしているかなどを事務局にて審査します。

この時点で表彰を受ける者として不適当な者（4,5 ページ参照）に該当する場合は、事務局より申請者へ通知します。

②一次書類審査

応募書類と評価基準を基に、事務局にて現地調査の対象とする企業を選定します。

③現地調査

提出いただいた申請書類の内容について、事務局及び委託した専門家が企業訪問のうえ**代表者及び従業員の方**へヒアリングを行います。

なお、必要に応じて、申請書の修正又は実施状況の改善をお願いする場合があります。

※ヒアリングの日程やご用意いただきたい資料などにつきましては、事務局より対象企業へ事前にお知らせいたします。

④二次書類審査

現地調査の結果を踏まえ、応募書類と評価基準を基に、事務局にて審査委員会による審査の対象とする企業を選定します。

⑤審査委員会

表彰企業の審査・選定については、有識者などで構成される審査委員会（非公開）において、以下のとおり厳正かつ公正に審査いたします。

なお、審査委員会の実施にあたり、追加資料の提出や審査委員からの質問に対する回答をお願いする場合がございます。

⑥決定・通知

審査委員会による審査結果を応募企業あて個別に通知いたします。

※表彰式などの日時等についても併せてお知らせいたします。

※応募数が少ない場合は②一次書類審査、もしくは②一次書類審査と④二次書類審査の両方を行わないことがあります。

【評価基準】

独創的な社会的課題解決に向けた取組み

評価項目	配点	評価の視点
実践性	5	<p>取組みを形骸化させないよう、経営者や社員が目的意識を持って主体的に取り組んでいるか。そういった仕組みづくりができているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営理念に位置付けるとともに、行動計画を策定している ・ 経営者がリーダーシップを発揮し取り組んでいる ・ 若手のチームが中心となって意欲的に行われている <p>など</p>
独自性	5	<p>自社の強みを活かした、革新的・先進的な取組みか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同業他社でも見られない、新しい取組みである ・ 自社の経営資源をユニークな方法で活かした斬新な取組みである <p>など</p>
協働性	5	<p>地域における団体・NPO・他企業等を巻き込んだ、広がりのある活動となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自社スペースを活用し、NPO と連携して社会貢献活動に取り組んでいる ・ 関係者のノウハウやリソースを持ち寄ることで効果的な取組みとなっている <p>など</p>
地域社会 に対する 成果	10	<p>社会的課題解決に向け、具体的な成果をもたらしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ○○地域での取組みにより、○○人以上の支援を行ってきた <p>など</p>

魅力的な職場環境づくりに向けた取組み

評価項目	配点	評価の視点
実践性	5	<p>取組みが一過性のものではなく、組織的に継続しているか。そういった仕組みづくりができているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取組みを継続するための行動計画が策定されている ・ 経営者がリーダーシップを発揮し取り組んでいる ・ 従業員に制度が浸透しており、活用される仕組みが構築されている <p>など</p>
独自性	5	<p>今までには見られなかった先進的な内容であるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同業他社でも見られない、新しい取組みである ・ 自社の特徴に合わせて考えられた独自の取組みである
モデル性	5	<p>他社が参考にして取り入れることのできるモデル性があるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取り入れることによる効果がわかりやすい ・ 他社が取り入れやすいような形で取組みが整理されている <p>など</p>
職場環境 に対する 成果	10	<p>取組みによる成果が組織に現れているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社員満足度が向上した ・ 休暇取得率、離職率などが改善した ・ 就職希望者が増えた <p>など</p>

7 その他留意事項

- ・受賞された企業の企業名や表彰対象となった取組み内容等について、本市 HP 等により公表いたします。
- ・現地調査等により応募要件を満たさないことが判明した場合や、虚偽の内容により応募した場合には失格となります。また、それらが表彰後に判明した場合には、表彰を取り消します。

【問い合わせ先】

仙台市経済局 産業政策部 経済企画課

電 話 022-214-8275 (直通)

E-mail kei008010@city.sendai.jp

※問合せの対応時間は土日祝日を除く 9 時から 17 時となります。